

# 平成30年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

平成30年2月

# **1. 総合評価落札方式の実施方針について**

**1)WLB(ワーク・ライフ・バランス)推進企業の評価  
(段階的選抜方式において評価)**

**2)企業における工事成績評価基準の見直し**

# **2. 試行工事の実施状況等について**

**1)試行工事の新規追加**

# 総合評価落札方式の改善

## 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、平成26年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われたところであり、地域における災害対応を含む、社会資本の維持管理を担う建設業界の担い手育成・確保という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくためにも、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進と、現在のみならず将来の公共工事の品質確保の促進を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 具体的には、中長期的にも良好な品質が確保できる技術力（者）の確保を目指し、少数企業に受注が偏ることを是正し、地域における災害対応やインフラの維持管理に必要な技術力（者）が将来に亘って安定的に確保できるよう努めていくとともに、入札手続きの簡素化、「生産性の向上」及び働きやすい建設現場の環境整備等、「働き方改革」を推進する。

# 総合評価落札方式の改善のポイント

## H30年度からの総合評価における新たな取り組み

### 1) WLB（ワーク・ライフ・バランス）推進企業の評価（段階的選抜方式において評価）

国土交通省では平成30年度より、「すべての女性が輝く社会づくり本部（本部長：首相）」が決定した「女性の活躍推進に向けた公共調達および補助金の活用に関する取り組み指針」に基づき、WLBを段階的選抜方式で評価する取り組みを本格実施。

- ⇒ 現行：H29年度はWTOの一般土木の2工事で施工
- H30年度：原則、WTOの一般土木及び建築工事で実施

### 2) 企業における工事成績評定の見直し

工事成績評定点の上昇に伴う評価方法の見直しを実施。

- ⇒ 現行：7段階評価（70点未満～80点以上） 70点以上を加点
- H30年度：7段階評価（75点未満～80点以上） 75点以上を加点

# **1. 総合評価落札方式の実施方針について**

## **1) WLB（ワーク・ライフ・バランス）推進企業の評価**



WTOの一般土木及び建築を対象

## 背景

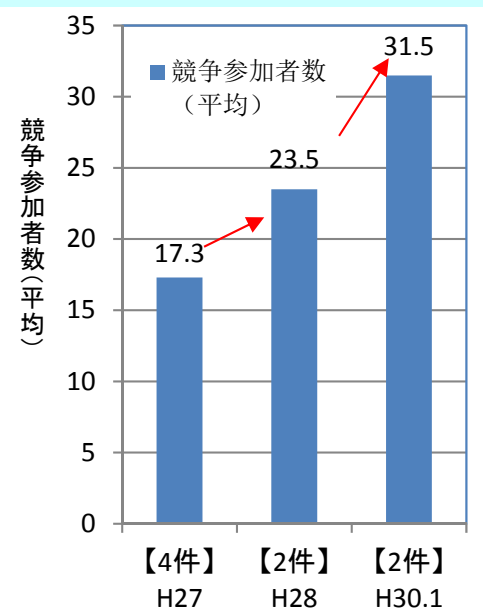
国土交通省では平成30年度より、「すべての女性が輝く社会づくり本部（本部長：首相）」が決定した「女性の活躍推進に向けた公共調達および補助金の活用に関する取り組み指針」に基づき、WLBを段階的選抜方式で評価する取り組みを本格実施。

## 内容

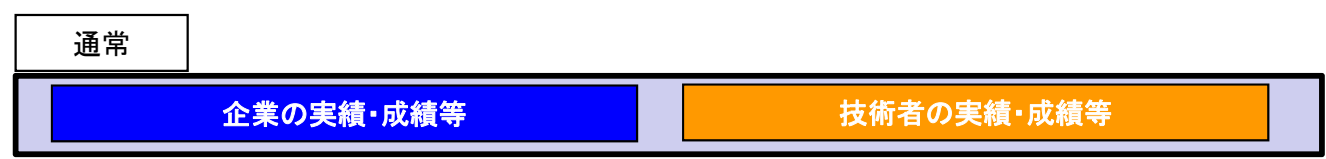
平成30年度より、原則、WTO対象となる一般土木及び建築工事で導入。

## 平成27～29年度の平均競争参加者数

WTO対象のトンネル工事（災害復旧を除く）の平均競争参加者は増加傾向となっている。



## 評価方法



WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業※2) ・若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。  
 ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。  
 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。



## 段階的選抜方式の評価項目

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	現行		改善	
					WTO		WTO	
技術者の能力等 必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	4.0	15	4.0	15
	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	8.0		8.0	
	表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0		3.0	
企業の能力等 必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	6.0	15	6.0	15
	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年間の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上79点未満:c 76点以上77点未満:e 79点以上80点未満:b 77点以上78点未満:d 75点以上76点未満:f 75点未満:g	6.0		6.0	
	表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0		2.0	
	WLBの認定	WLBの認定	2段階	女性活躍推進法に基づく認定等(えるほし認定企業等)、次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業):A なし:E	-		1.0	
減点項目		九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※ 口頭注意は、九州地方整備局を対象	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5% 口頭注意:加算点満点の2.5%	▲3.0 ▲1.5		▲3.0 ▲1.5 ▲0.75	
合計					30		30	







# **1. 総合評価落札方式の実施方針について**

## **2) 企業における工事成績評価基準の見直し**

## 2. 企業における工事成績評価基準の見直し

### 【背景】

- 近年、工事成績が上昇傾向であり、現行の評価基準では競争参加者の評点が上位ランクに高止まっており評価に差が付きづらい状況。
- 工事目的物の更なる品質向上を図る上で工事成績評定点が低い企業をより評価することが必要。

### 【内容】

- 工事成績評定点が集中している範囲において、加点评価する。  
○ 現行（7段階評価 70未満～80以上） → 見直し（7段階評価 75未満～80以上）

### 【現行】（平成23年度より運用）

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4カ年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4

### 【見直し】

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4カ年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 79点以上80点未満:b 78点以上79点未満:c 77点以上78点未満:d 76点以上77点未満:e 75点以上76点未満:f 75点未満:g	4

## 2. 試行工事の実施状況等について

# 試行工事一覧表



試行工事名	試行概要	試行開始時期	試行開始からの実施件数（H29.12月末時点）		H30年度の方針	九州独自
			試行実施件数	対象工事		
1 新技術導入促進型	総合評価落札方式の技術提案等において、新技術の提案を求め、その新技術を評価・採用することで、積極的な新技術の活用を推進し、効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上につなげる	H30年度より	試行実施件数	－	新規	
			対象工事	本官及び分任官の土木系工事		
2 働き方改革推進評価型	建設業が社会資本の整備・維持管理等を継続的に実施するため、建設業の生産性向上や将来の担い手確保等を推進することを目的に、総合評価落札方式の評価項目に「働き方改革」関連事項を追加する。	H30年度より	試行実施件数	－	新規	○
			対象工事	分任官の土木系工事		
3 企業実績評価型	災害復旧工事や施工環境が厳しい工事等、企業の組織力、機動力、技術的な経験を重視する工事において、企業の実績をより高く評価する。	H30年度より	試行実施件数	－	新規	○
			対象工事	分任官の土木系工事		
4 簡易確認型	総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る	H29年度より	試行実施件数	3工事	継続	
			対象工事	一般土木C工事（施工能力評価型Ⅱ型）		
5 若手技術者評価型	入札参加要件における配置予定技術者の監理（主任）技術者を若手技術者（45歳以下）とする	H24年度より （H26.8.26記者発表） （H27.5.7記者発表）	試行実施件数	34工事	継続 ※入札参加条件を 45歳以下に緩和 ※一部の評価基準 の見直し	
			対象工事	分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事		
6 技術提案評価型 （自由テーマ）	本官工事において、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に求める	H26年度より （H26.10.15記者発表）（H27. 5.7記者発表）	試行実施件数	61工事	継続	○
			対象工事	本官工事の土木系工事		
7 一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料（技術提案）の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	H25年度より （H26年度一部改正： H26.10.15記者発表）	試行実施件数	323組（808工事）	継続	
			対象工事件数	技術提案評価型（S型）、施工能力評価型（I型・II型）、技術提案チャレンジ型の契約方式		
8 技術提案チャレンジ型	受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業の入札参加意欲向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし実績を求めず技術提案をより高く評価する	H27年度より （H27.3.16記者発表）	試行実施件数	77工事	継続	
			対象工事件数	分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事		
9 女性技術者配置型	監理（主任）技術者・現場代理人・担当技術者のいずれかに女性技術者を配置する事を目的とした工事（男性の配置予定技術者の参加も認め、女性技術者の参加がいなかった場合は男性技術者でも参加できる） ※H26年度は配置予定技術者に女性技術者を限定とする	H26年度より （H26.8.5記者発表） （H27.7.10記者発表）	試行実施件数	5工事	H29年度～ 一時休止中	
			対象工事	分任官工事のうち技術的に高度でない工事		

## **2. 試行工事の実施状況等について**

### **1) 試行工事の新規追加**

# 1. 新技術導入促進型(1/2)

## 【背景】

- ▶ 生産人口が減少する中、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上が喫緊の課題である。
- ▶ 本試行は、技術提案に基づき、**新技術導入促進（Ⅰ）型**にあっては実用段階にある技術を有効に活用し、**新技術導入促進（Ⅱ）型**にあっては実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげるものである。

## 【対象とする技術】

- ▶ **新技術導入促進（Ⅰ）型**（分任官、本官対象）  
NETIS登録技術又はNETIS掲載期間を終了しているが有効性が認められている技術を対象。
- ▶ **新技術導入促進（Ⅱ）型**（本官対象）  
実用段階に達していない技術、又は要素技術など研究開発段階にある新技術のうち、当該工事において新技術を活用することによって、施工管理の効率化若しくは安全性の向上等の観点から有効であり、工事品質の向上等に効果があると考えられる技術を対象。

## 【評価の考え方】

- ▶ **新技術導入促進（Ⅰ）型**  
発注者は、提案された新技術の活用が有効かつ具体的であると認める場合に加点評価する。  
⇒ 加点は、「企業の能力等」の「新技術の活用」で評価（1点）
- ▶ **新技術導入促進（Ⅱ）型**  
発注者は、提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点評価する。  
⇒ 加点は、新技術の現場実証を求めるテーマを設定し評価

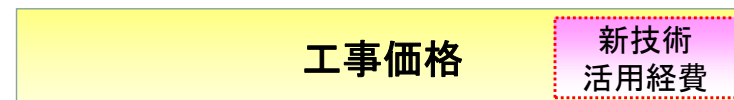
# 1. 新技術導入促進型(2/2)

## 【試行内容】

### 新技術導入促進(Ⅰ)型(総合評価落札方式)【**実用段階にある新技術を対象**】

- 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

#### 【費用イメージ】

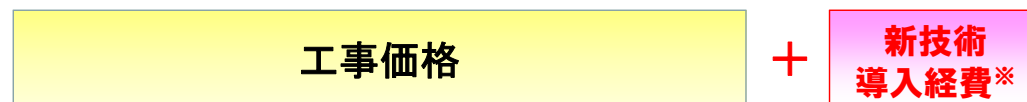


※工事価格には、一般管理費等を含む

### 新技術導入促進(Ⅱ)型(総合評価落札方式)【**研究開発段階にある新技術を対象**】

- 原則として、技術提案評価型において、効率的な施工管理、安全管理等を実施することにより工事品質の向上等を推進するため、主として**実用段階に達していない新技術の開発、または要素技術の検証に関する提案**を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

#### 【費用イメージ】



※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

## 2. 働き方改革推進評価型(1/2)

### 背景

- ・ 建設業界では、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。
- ・ 建設業が将来的にも役割を果たしていくためには「生産性の向上」や担い手を確保するうえで週休2日制度や現場環境改善等の「働き方改革」を推進する必要がある。
- ・ 働きやすい環境整備を積極的に推進するため、総合評価落札方式の評価項目に働き方改革に関連する評価項目を設定し、建設業の働き方改革を促進することを目的とする。

### 内容

- 総合評価落札方式の評価項目（オプション項目）に「働き方改革の評価項目」を導入し、2点満点の5段階評価を行う。

### 評価方法等

○4つの評価項目について、2点満点で5段階評価（0.5点/1項目）を行う。

#### 【評価項目】

- ICT土工、ICT舗装を実施した実績（要領に定める5つのプロセスを実施したものに限り）がある。
  - 週休2日を実施した実績がある。
  - 快適トイレ又は女性用更衣室の現場作業従事者の環境改善の取組み実績がある。
  - 企業がワークライフバランスの資格（くるみん等）を取得している。
- ※上記ICT土工、ICT舗装、週休2日の実績については、工事成績で加点された工事で、九州地方整備局の実績に限る。（平成28年度～平成29年度に完成した工事を対象）
- ※快適トイレ又は女性用更衣室について、快適トイレの費用を計上した工事、現場環境改善費の対象となった工事で、九州地方整備局の実績に限る。（平成28年度～平成29年度に完成した工事を対象）



# 2. 働き方改革推進評価型(2/2)

## 現行

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 II型
企業の能力等		<b>現在、未実施</b>			0.0
	必須	工事の手持ち状況	5段階	当該工事種別の地整内当該年度施工額が3億円未満:A評価 3億円以上の場合は、以下を適用。 0. 2未満:A、0. 4未満:B、 0. 6未満:C、0. 8未満:D、 0. 8以上:E	5.0



## 見直し

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 II型
企業の能力等	オプション	働き方改革	5段階	企業において、人材育成及び働きやすい環境整備等の取り組みについて、確認ができた場合に評価する。  【評価項目】 <input type="checkbox"/> ICT土工、ICT舗装を実施した実績(①起工測量~⑤成果品納品)がある <input type="checkbox"/> 週休2日を実施した実績 <input type="checkbox"/> 快適トイレ又は女性用更衣室等の現場作業従事者の環境改善の取り組み実績がある <input type="checkbox"/> 企業がワークライフバランスの資格(くるみん等)を取得している	2.0
	必須	工事の手持ち状況	5段階	当該工事種別の地整内当該年度施工額が3億円未満の場合、A評価とし、3億円以上の場合は、以下を適用。 当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	3.0

# 3. 企業実績評価型(1/2)

## 背景

- 総合評価落札方式の運用ガイドラインでは、技術者と企業の配点バランスは、20点：20点と設定されているが、実績に関連した評価項目（同種実績、工事成績、表彰の合計）において、技術者と企業の配点バランスは、18点：7点と差が大きく、技術者に比べ企業の努力が反映されにくい状況となっている。
- 近年、熊本地震・九州北部豪雨等の大規模な災害対応や都市部での維持工事など全面通行止めが許されない施工等、厳しい条件下での施工が求められている。
- これらの難易度の高い施工にあたっては、**企業の実績に裏付けされた組織力や機動力、技術的な経験を評価する必要がある。**

## 内容

- 企業の実績（同種実績、工事成績）がより評価されるように、配点を設定する。  
 現行：企業の実績点 7点  
 ⇒ **見直し：企業の実績点 9点**

対象工事：災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、高度な技術を要する工事、機械経費の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事。

## 現状と見直し概要

総合評価落札方式	現在		企業実績評価型		
施行能力評価型	技術者の能力 最大20点	同種・類似工事 5点	同種・類似工事 工事成績 表彰 (18点)	技術者の能力 最大20点	同種・類似工事 5点
		工事成績 10点			同種・類似工事 工事成績 表彰 (18点)
		表彰 3点			表彰 3点
		OP 2点			OP 2点
		同種・類似工事 2点			同種・類似工事 工事成績 表彰 (7点)
	工事成績 4点	同種・類似工事 3点			
	表彰 1点	工事成績 5点			
	企業の能力等 最大20点	手持ち 5点	同種・類似工事 工事成績 表彰 (9点)	企業の能力等 最大20点	表彰 1点
		OP 2点			手持ち 3点
		地域貢献等 最大6点			OP 2点
		地域貢献等 最大6点			

# 3. 企業実績評価型(2/2)

## 現行(企業)

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 II型
企業の能力等 必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0
	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 78点以上80点未満:b 76点以上78点未満:c 74点以上76点未満:d 72点以上74点未満:e 70点以上72点未満:f 70点未満:g	4.0
	工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額が3億円未満の場合は、A評価とし、3億円以上の場合は、以下を適用。 当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	当該工事種別の地整内当該年度施工額が3億円未満:A評価 3億円以上の場合は、以下を適用。 0.2未満:A、0.4未満:B、0.6未満:C、0.8未満:D、0.8以上:E	5.0

## 見直し(企業)

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型 II型
企業の能力等 必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	3.0
	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 79点以上80点未満:b 78点以上79点未満:c 77点以上78点未満:d 76点以上77点未満:e 75点以上76点未満:f 75点未満:g	5.0
	工事の手持ち状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額が3億円未満の場合は、A評価とし、3億円以上の場合は、以下を適用。 当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額	5段階	当該工事種別の地整内当該年度施工額が3億円未満:A評価 3億円以上の場合は、以下を適用。 0.2未満:A、0.4未満:B、0.6未満:C、0.8未満:D、0.8以上:E	3.0